

前 長 第 6 号
令和2年4月20日

介護予防・生活支援サービス事業者 管理者 様
(通所型サービス)

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに係る介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルスに係る総合事業の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型
コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第5報)」(令和2年3月26日付厚生労働省事務連絡)において、市町村の判断によ
り、訪問介護や通所介護等に関する臨時的な取扱いと同様の取扱いとすることができると
されています。

このことにつきまして、本市における通所型サービスの取扱いを下記のとおりといたし
ますので通知いたします。

(長寿包括ケア課・介護保険課)

記

1 本市の取扱いについて

介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）については、介護保険事業にお
ける通所介護・地域密着型通所介護と同様の取扱いとします。

なお、事業を継続する場合には、感染防止の観点から「3つの密」（密閉空間・密集
場所・密接場面）を避けた環境を整えた上、サービスを提供していただきますようお願い
いたします。

2 報酬算定の特例について

通常サービス提供に代わる方法（代替手段）により報酬算定（月額）を行う場合に
は、ケアプランに位置付けた利用回数分のサービス提供を確保していただきますようお願い
いたします。

3 その他

- ・感染拡大防止の観点から、やむを得ず自主的な休業を実施する場合は、下記の担当
まで連絡してください。
- ・休業する場合や代替手段によるサービス提供を行う場合は、居宅介護支援事業所等
と連携した上で、利用者に対し丁寧な説明を行ってください。
- ・休業する場合は、居宅介護支援事業所等と連携し、訪問サービス等の代替サービス
の検討を行い、適切なサービス提供を確保してください。

問い合わせ先

担当 : ①福祉部 長寿包括ケア課 地域包括ケア推進係
: ②福祉部 介護保険課 指導係

連絡先 : ①027-898-6276 (直通)

: ②027-898-6132 (直通)